

令和6年度

定期監査(行政監査含む)
報告書

宇城市監査委員

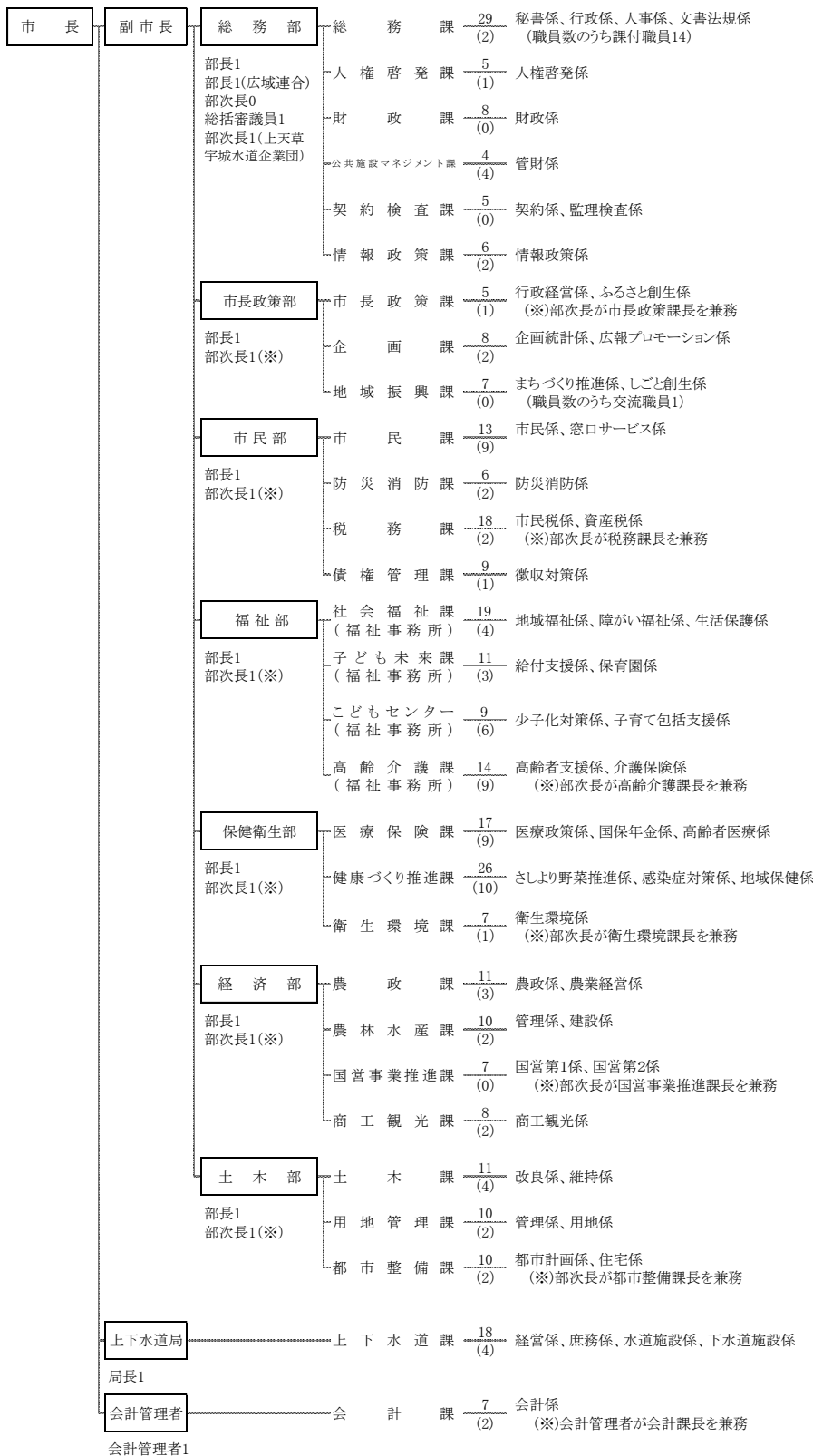
目 次

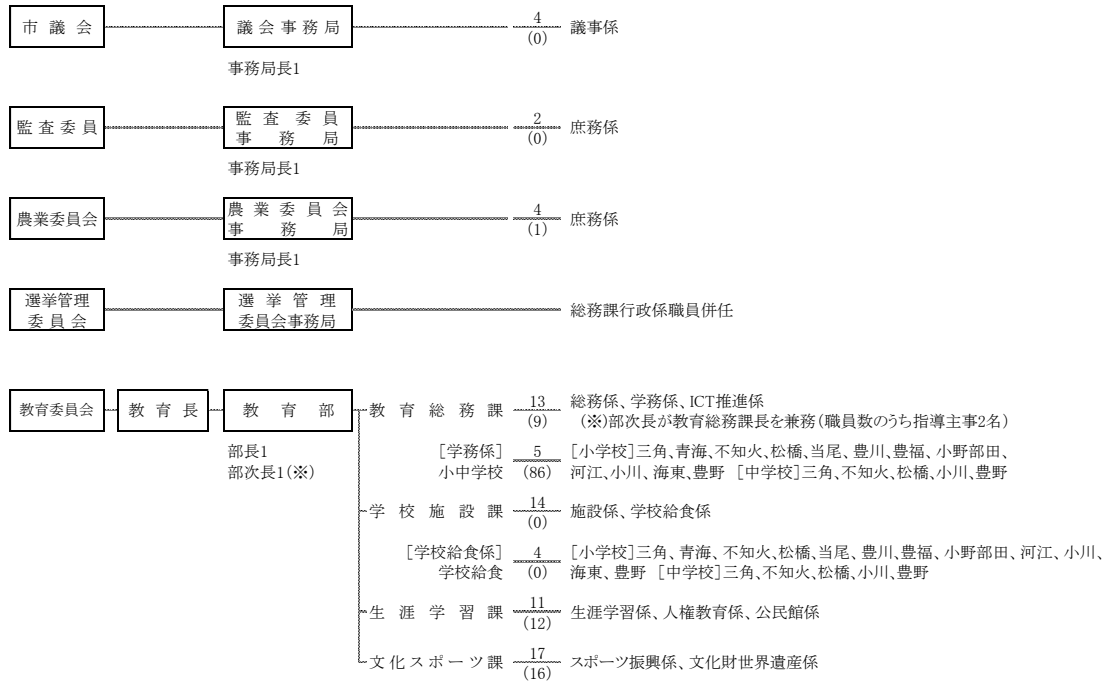
宇城市組織機構図	1
第1 監査の概要	3
1 監査の基準	3
2 監査の種類	3
3 監査の対象	3
4 監査の着眼点	3
5 監査の主な実施内容	4
6 監査の実施場所及び日程	4
第2 監査の結果	4
課別指摘事項等	6
(1) 総務課	6
(2) 人権啓発課	6
(3) 財政課	6
(4) 公共施設マネジメント課	6
(5) 契約検査課	6
(6) 情報政策課	6
(7) 市長政策課	6
(8) 企画課	6
(9) 地域振興課	6
(10) 市民課	7
(11) 防災消防課	7
(12) 税務課	7
(13) 債権管理課	7
(14) 社会福祉課	7
(15) 子ども未来課	7
(16) こどもセンター	8
(17) 高齢介護課	8
(18) 医療保険課	8
(19) 健康づくり推進課	8
(20) 衛生環境課	8
(21) 農政課	8
(22) 農林水産課	8
(23) 国営事業推進課	8
(24) 商工観光課	9
(25) 土木課	9
(26) 用地管理課	9
(27) 都市整備課	9
(28) 教育総務課	9
(29) 学校施設課	10

(30) 生涯学習課	10
(31) 文化スポーツ課	10
(32) 小中学校（松橋小、当尾小、海東小、小川中、豊野小、豊野中）	10
(33) 議会事務局	10
(34) 監査委員事務局	10
(35) 農業委員会事務局	10
(36) 三角支所	10
(37) 不知火支所	11
(38) 小川支所	11
(39) 豊野支所	11
(40) 上下水道課	11
(41) 会計課	12
(42) 現地調査	12

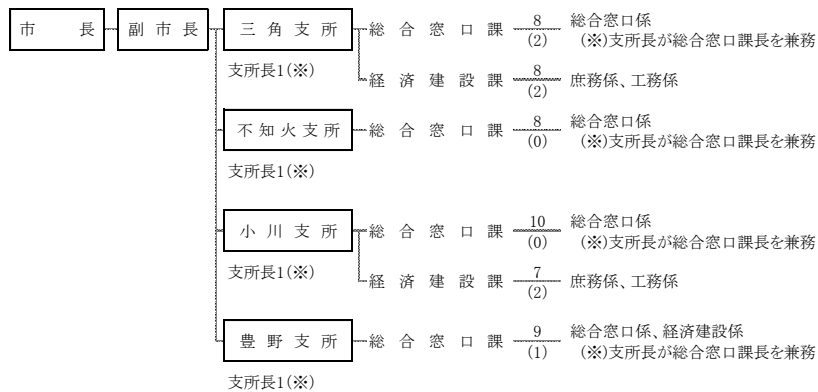
宇城市組織機構図

令和6年4月1日現在





支所の組織図



※各課等について、上段は部長・部次長級を除く職員数(再任用職員を含む)、下段は会計年度任用職員を計上している。
 なお、部次長(支所長)又は課長が他課長等を兼務している場合(※)は、当該課の職員数にも計上している。

また、議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局における局(課)長は上段に計上していない。

定期監査（行政監査含む）報告書

第1 監査の概要

1 監査の基準

この監査は、宇城市監査基準(令和2年4月1日監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

監査を効果的・効率的に進めるため（リスクアプローチ型監査）、全部局を毎年又は3年ごとに対象とする定期監査年次計画表に基づき、本年度は以下の部局における令和5年度に執行された事務事業等を監査の対象とした。

【総務部】総務課、人権啓発課、財政課、公共施設マネジメント課、契約検査課、情報政策課

【市長政策部】市長政策課、企画課、地域振興課

【市民部】市民課、防災消防課、税務課、債権管理課

【福祉部】社会福祉課、子ども未来課、こどもセンター、高齢介護課

【保健衛生部】医療保険課、健康づくり推進課、衛生環境課

【経済部】農政課、農林水産課、国営事業推進課、商工観光課

【土木部】土木課、用地管理課、都市整備課

【教育部】教育総務課、学校施設課、生涯学習課、文化スポーツ課

小中学校（松橋小、当尾小、海東小、小川中、豊野小、豊野中）

【その他部局】議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

【三角支所】総合窓口課、経済建設課

【不知火支所】総合窓口課

【小川支所】総合窓口課、経済建設課

【豊野支所】総合窓口課

【上下水道局】上下水道課

【会計課】会計課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的であるか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか、事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているか、事務の執行が合理的、効率的かつ法令等の定めるところに従って適正に行われているか、また、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかを監査の着眼点とした。

5 監査の主な実施内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで執行された事務事業について、調書の提出及び関係職員からの説明聴取により監査を実施した。また、あらかじめ選定した令和5年度の事務事業について、前項の着眼点に沿って検証等を行い、必要に応じて現地調査を実施した。

なお、学校事務については、支出に関する書類及び備品の管理状況を確認した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

本庁3階第1会議室、各支所会議室、各小中学校

(2) 日程

令和6年10月1日から12月12日まで、次の日程で実施した。

期 日	対 象 課 (局) 等	期 日	対 象 課 (局) 等
10月 1日(火)	会計課、農業委員会事務局	11月 1日(金)	子ども未来課
10月 3日(木)	小川支所	11月 5日(火)	衛生環境課、健康づくり推進課
10月 4日(金)	議会事務局、豊野支所	11月 6日(水)	医療保険課
10月 7日(月)	三角支所	11月11日(月)	農林水産課
10月 8日(火)	不知火支所、こどもセンター	11月12日(火)	農政課、国営事業推進課
10月 9日(水)	総務課	11月13日(水)	商工観光課、土木課
10月10日(木)	財政課、人権啓発課	11月14日(木)	都市整備課、用地管理課
10月15日(火)	契約検査課、市長政策課	11月18日(月)	上下水道課
10月17日(木)	情報政策課、公共施設マネジメント課	11月19日(火)	教育総務課、学校施設課
10月18日(金)	企画課、地域振興課	11月20日(水)	生涯学習課
10月21日(月)	監査委員事務局、市民課	11月21日(木)	文化スポーツ課
10月22日(火)	税務課、債権管理課	11月26日(火)	松橋小学校、当尾小学校
10月28日(月)	防災消防課	11月27日(水)	海東小学校、小川中学校
10月29日(火)	高齢介護課	11月28日(木)	豊野小学校、豊野中学校
10月31日(木)	社会福祉課	12月12日(木)	現地調査

第2 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行は、概ね適正であり合理的かつ効率的に行われていると認められた。しかしながら、一部の事務について改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり課別に指摘事項等を記述した。速やかに改善に取り組み、適正な事務処理をされたい。

なお、是正や改善等が必要と認める事項については、宇城市監査基準第21条第4項の規定に基づき記載している。

*宇城市監査基準第21条第4項（別表第1）

【指摘事項】

次のいずれかに該当し、指摘すべき事項であると認められるもの

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 書類の隠蔽、改ざん等の故意による行為があるもの
- (3) 著しい注意義務違反があるもの
- (4) 経済性、効率性又は有効性の観点から問題があるもの
- (5) 前回の監査等で指摘、指導した事項で改善の努力がなされていないもの

【改善を要するもの】

次のどちらかに該当するもの

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から検討・改善する必要があると認められるもの
- (2) 法令等には違反していないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

【その他の意見】

事務の適正な執行において意見を付す必要があると認められるもの

課別指摘事項等

(1) 総務課

指摘事項等なし

(2) 人権啓発課

【その他の意見】

収入未済について

- ・住宅新築資金等貸付において収入未済がある。引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(3) 財政課

指摘事項等なし

(4) 公共施設マネジメント課

【改善を要するもの】

宇城市行政財産使用条例について

- ・別表（第5条関係）において、電気通信事業法施行令第5条と記載されているが、第8条の誤りである。修正されたい。

(5) 契約検査課

【その他の意見】

事務処理について

- ・物品購入の検査調書に添付してある写真が鮮明でないため、日付等の内容が確認できなかった。確認して添付されたい。

(6) 情報政策課

指摘事項等なし

(7) 市長政策課

指摘事項等なし

(8) 企画課

【改善を要するもの】

事務処理について

- ・宇城市地域公共交通活性化協議会が行う事業の乗合タクシーにおいて、地元負担金を徴取しているが契約書が添付されていなかった。適切な事務処理に改められたい。

(9) 地域振興課

指摘事項等なし

(10) 市民課

【改善を要するもの】

事務処理について

- ・契約書をビニールファイルに入れて保存していた。紛失の恐れがあるため簿冊に綴り込むよう改められたい。
- ・コンビニ交付システム運用業務契約伺いにおいて、支払方法に関する別表が添付されていなかった。適切な事務処理に改められたい。

(11) 防災消防課

【指摘事項】

事務処理について

- ・松橋東防災拠点センターの電気料の遅延利息が支払われている。適切な事務処理に改められたい。

(12) 税務課

指摘事項等なし

(13) 債権管理課

【その他の意見】

収入未済について

- ・納税者の不公平感をなくし歳入確保につながるため、引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(14) 社会福祉課

【改善を要するもの】

事務処理について

- ・国庫負担金返還金が流用で支払われていた。補正で対応すべきであり、二重チェック等の対策を講じられたい。

【その他の意見】

収入未済について

- ・災害援護資金貸付金、生活保護徴収金等の収入未済がある。引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(15) 子ども未来課

【その他の意見】

収入未済について

- ・児童福祉費負担金滞納繰越分等に収入未済がある。引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(16) こどもセンター

指摘事項等なし

(17) 高齢介護課

【その他の意見】

要介護認定調査について

- ・要介護認定申請件数に対し、認定調査員不足等により介護認定に遅れが生じている。対策を講じられたい。

介護保険特別会計について

- ・引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(18) 医療保険課

【その他の意見】

収入未済について

- ・旧宇城市民病院の過年度診療報酬の未収金が約 30 万円残っている。引き続き未収金の解消に努められたい。

- ・国民健康保険特別会計において、一般被保険者返納金の収入未済がある。引き続き収入未済額の削減に努められたい。

- ・後期高齢者医療特別会計において、普通徴収保険料の収入未済がある。引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(19) 健康づくり推進課

【改善を要するもの】

宇城市地区健康づくり活動補助金について

- ・令和 2 年度に交付された補助金が令和 5 年度に全額返納されてる。令和 2 年度中に戻入処理を行うべき事案であり、実績報告時の確認不足である。チェック体制を強化されたい。

(20) 衛生環境課

指摘事項等なし

(21) 農政課

指摘事項等なし

(22) 農林水産課

指摘事項等なし

(23) 国営事業推進課

指摘事項等なし

(24) 商工観光課

指摘事項等なし

(25) 土木課

指摘事項等なし

(26) 用地管理課

【指摘事項】

行政財産使用許可申請に係る手続きについて

- ・使用許可書について、宇城市財産管理規則第 19 条第 2 項に規定されている様式第 5 号を使用していない。また、更新しようとする時は使用期間満了 2 箇月前まで市に書面で申請しなければならないが、使用者によってはなされていない案件が見受けられた。適切な事務処理に改められたい。

(27) 都市整備課

【指摘事項】

行政財産使用許可申請に係る手続きについて

- ・使用許可書について、宇城市財産管理規則第 19 条第 2 項に規定されている様式第 5 号を使用していない案件が見受けられた。規定通りの様式を使用するよう改められたい。

【改善を要するもの】

事務処理について

- ・契約書をビニールファイルに入れて保存していた。紛失の恐れがあるため簿冊に綴り込むよう改められたい。
- ・予算見積り誤りのため会計年度任用職員の給料が不足し流用されていた。予算計上は十分精査されたい。

【その他の意見】

収入未済について

- ・住宅使用料等の収入未済がある。引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(28) 教育総務課

【改善を要するもの】

土地賃借契約について

- ・契約書において、収入印紙の添付がなかった。適切な事務処理に努められたい。

【その他の意見】

- ・奨学金貸付金の収入未済については、引き続き削減に努められたい。
- ・三角町におけるスクールバス待合所の賃借料について、合併前から対象地の登記地目に応じて賃借料を設定してあるが、一部の借地において借地単価の違いが見られた。契約更新の機会に、現況地目に応じた適切な賃借料の算定を検討されたい。

(29) 学校施設課

指摘事項等なし

(30) 生涯学習課

【その他の意見】

事務処理について

- ・小川総合文化センターラポート和室・調理室空調機取替工事における竣工検査について、検査調書に添付してある写真で日付が確認できなかった。確認して添付されたい。

(31) 文化スポーツ課

【指摘事項】

事務処理について

- ・行政財産である土地の使用許可を更新しようとする時は、使用期間満了 2 箇月前まで市に書面で申請しなければならないが、使用者によってはなされていない案件が見受けられた。適切な事務処理に改められたい。
- ・三角グラウンドの使用料に関する契約書において、更新を希望する時は期間満了の日の 6 箇月前まで市に書面で申し出ると記載されているがなされていない。適切な事務処理に改められたい。

(32) 小中学校（松橋小、当尾小、海東小、小川中、豊野小、豊野中）

指摘事項等なし

(33) 議会事務局

【改善を要するもの】

事務処理について

- ・宇城市ホームページにおいて、政務活動費の令和 5 年度決算額に誤りがあった。掲載時には二重チェック等の対策を講じられたい。

(34) 監査委員事務局

指摘事項等なし

(35) 農業委員会事務局

指摘事項等なし

(36) 三角支所

【指摘事項】

土地使用料について

- ・行政財産である土地の使用料の算定については、行政財産使用条例別表（第 5 条関係）に基づき当該土地の前年度の固定資産税評価額を基に算定しなければならない。しかし、令和 5 年度の使用料において、令和 5 年度の評価額を基に算定

している事案があった。速やかに対処されたい。また、使用期間を更新しようとする時は、使用期間満了2箇月前まで市に書面で申請しなければならないが、使用者によってはなされていない案件が見受けられた。適切な事務処理に改められたい。

【改善を要するもの】

事務処理について

- ・土地賃貸契約書に収入印紙の添付漏れが見受けられた。
 - ・着手届、完了報告書の写真、要望書において日付漏れが見受けられた。
 - ・三角西港観光施設が市直営になったため予算計上漏れによる流用が発生している。その内の1件が、流用伝票の決裁前に負担行為が起票されていた。
 - ・三角西港観光施設清掃管理業務委託において、毎月提出される実績報告書が供覧されていないものが見受けられた。また検査調書の一部が作成されていなかった。
- 以上4点の件について、事務処理を改善されたい。

【その他の意見】

市道等における個人名義の土地について

- ・三角地区において、市への所有権移転登記が完了していない案件が1327件あり、令和5年度においてはそのうち1件が解消されている。今後も調査を進め、1件でも多く解消できるよう対策を講じられたい。

(37) 不知火支所

指摘事項等なし

(38) 小川支所

指摘事項等なし

(39) 豊野支所

指摘事項等なし

(40) 上下水道課

【指摘事項】

たな卸について

- ・宇城市上下水道事業会計規程第59条において、毎年度実地たな卸を行うことと明記されているが、実施されていない。同規程の内容に沿った事務処理に改められたい。

【その他の意見】

収入未済について

- ・水道料金及び下水道使用料に収入未済がある。歳入確保のため引き続き収入未済額の削減に努められたい。

(41) 会計課

指摘事項等なし

(42) 現地調査

ふれあいスポーツセンター 指摘事項等なし

平原公園 指摘事項等なし

豊野町丸林橋橋梁点検 指摘事項等なし

屋内多目的広場トイレ改築工事 指摘事項等なし

高良ポンプ場土木施設工事 指摘事項等なし

不知火地区遊休農地 指摘事項等なし

松合郷土資料館 指摘事項等なし